

はぐっ子クラブ 利用規約

第1条 クラブの名称

1. 当クラブの名称は「学童保育 はぐっ子クラブ」(以下、「当クラブ」とする)といたします。

第2条 クラブの目的・内容

1. 当クラブは民間の学童保育として、児童の放課後及び日曜、国民の休日を除く学校休業日(春、夏、冬休み等)に児童が健康で安心して過ごせる場所を提供することを目的とします。

第3条 会員

1. 本規約に同意し、当クラブから入会を承認した保護者、及びその児童を会員と呼びます。

第4条 運営

1. 当クラブは株式会社HUGHUG(以下、当社とする)が運営します。

第5条 設置場所

1. 当クラブの設置場所は岡山市北区西古松西町8-18とします。

第6条 サービス提供地域

1. 当クラブのサービス提供地域は、芳泉、芳明、芳田、福田、御南、西、大元、鹿田、石井の各小学校区内とします。

第7条 対象児童

1. 当クラブは本規約を遵守して頂ける、普通級に通う 小学校1年生から6年生までを対象とします。

第8条 入会と契約

1. 当クラブへの入会は入会申込書等所定の書式に記入提出いただき、入会金及び年会費を収めていただいた段階で成立します。

第9条 定員

1. 当クラブの定員は80名とします。の開所日は以下のとおりです。
2. 前項の規程に係わらず、当クラブは将来にわたる利用者需要を考慮し、定員は施設の面積、指導員数、設備の状況を総合的に判断し定員を変更する場合があります。

第10条 開所日および開所時間

1. 当クラブの開所日は以下のとおりです。
【開所日】 国民の休日を除く月曜日から土曜日
【開所時間】 9:00～21:00
【サービス提供時間】 9:00～20:00
【休所日】 国民の休日、夏期休業、年末年始(12/29～1月3日まで)
※夏季休業については原則8/13～8/15日を基準にその年のカレンダー等を
勘案して決定します。
2. 夏、冬、春の各長期休暇(以下、長期休暇とする)と土曜日以外のサービス提供時間は原則、放課後の時間帯のみとします。

第11条 延長について

1. 20:00～21:00までは延長保育時間とし、別途料金が発生します。

第12条 送迎について

1. 長期休暇と土曜日を除く学校開業日は終業時間に合わせて当クラブから学校までお迎えに上がります。
2. 長期休暇と土曜日については、所定のルートを回る巡回送迎を行います。
3. 個別の戸宅送迎は行いません。

第13条 料金について

1. 料金は別途配布する料金表をご確認ください。また、料金表以外に追加のサービス提供、遠足費等、都度、原則希望者のみを対象とした費用が発生する場合があります。
2. 料金の徴収は原則、口座引き落としとします。
3. 一度納入された各種料金については、当クラブの責任にともなう条件がない限り、原則いかなる場合も返金、払い戻しは致しません。

第14条 給食について

1. 長期休暇期間中は昼食として給食を提供します。
2. 全開所日で1日1回、おやつを提供を行います。
3. 本条1項、2項に係わらず、アレルギー等で給食、おやつを提供が困難な場合は、持参をお願いすることがあります。

第15条 利用の休止

1. 特別な事情により、利用を休止する場合は原則として2週間前までに休会届けを提出してください。
2. 休会可能な期間は2ヶ月までとし、2ヶ月を超える場合は自動的に退会となりますものとします。
3. 既払月額利用料について、払い戻しはできません。

第16条 退会

1. 退会は原則として1ヶ月前までに退会届を提出してください。
2. 退会時に既に納入頂いた入会金、年会費、既払月額利用料の払い戻しはできません。

第17条 変更届等

1. 会員は届出情報に変更があった場合、速やかに当クラブに変更届を提出しなければなりません。

第18条 会員の停止・除名について

1. 当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を一時停止、あるいは除名することができます。この場合、会員は会員に属する日を含むまでの利用料金等で未納金がある場合、ただちに完納する必要があります。
 - ①本規約に違反した場合
 - ②料金の支払いが2ヶ月に渡り滞った場合
 - ③当クラブの運営を妨害した場合
 - ④当クラブの信用を毀損した場合
 - ⑤他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合
 - ⑥法令、公序良俗に反する行為をした場合
 - ⑦当クラブの趣旨に著しく反する行為があった場合。
 - ⑧その他、当クラブの運営に支障を来すと当クラブが判断した場合。

第19条 保険について

1. 当クラブは、万一の事故等に備えて、学童保育用の保険に加入します。

第20条 責任事項

1. 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、学童保育の責任に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとする。
2. 前項に伴い、他の会員、第三者とトラブルになった場合、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとする。

第21条 料金の改定

1. 当クラブは会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動又は経営上都合により入会金、月会費、その他料金を改定する場合があります。

第22条 規約の変更について

1. 当クラブは会員の了承を得ることなく、利用規約を変更する場合があります。この場合、サービスの利用条件は変更後の利用規約によるものとします。
2. 変更後の利用規約については、書面、オンラインによる通知に記載する施行日より効力を発効するものとします。
3. 会員は規約の変更に対し、異議申し立てや、権利を主張することはできません。

第23条 個人情報の取扱いについて

1. 当クラブは以下の目的のためのみに会員の個人情報を収集し、利用します。
 - ①入会手続き、審査のため
 - ②会員の本人確認のため
 - ③サービスの提供、イベント等のお知らせを行うため
 - ④緊急時の連絡、問い合わせ、その他対応
 - ⑤その他、会員から同意を得た範囲での利用
2. 当クラブは前項の利用目的の実施に必要な場合に限り、業務委託先に個人情報を預託する場合があります。この場合、業務委託先との契約において本規約に基づく学童保育の業務と同等の義務を負わせるものとします。
3. 当クラブは法令に定める場合を除き個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。
4. 当社は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有している事を確認し、これらの要求ある場合には、異議なく速やかに対応します。

第24条 免責事項

1. 会員が以下の行為により発生した損害に関しては一切の補償を行わないものとします。
 - ①会員の健康状態等に関して事前のご相談やご連絡が無い状態で発生した損害等
 - ②常識を超える高価な物品や装飾品等の損傷や紛失に関わる一切の問題
 - ③会員の持ち込んだ玩具や文具の損傷や紛失に関わる一切の問題
 - ④会員同士の物品や現金の貸し借りに関する一切の問題
 - ⑤高額な現金の紛失
 - ⑥当クラブの管理外で発生した会員又は保護者様同士のトラブル
 - ⑦止むを得ない事情で発生したサービス時間の変更等により生じた損害等
2. 経営上のやむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、また、その利用を制限することができるものとします。
3. 施設を閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとします。また、それに対しての補償は一切行わないものとします。
4. 会員に事前に通知をした上でサービスの全部または一部の提供を中止、又は内容を変更することができるものとします。
5. サービスの提供の中止又は変更の際、前項の手続きを経ることで、中止又は変更に伴う会員、保護者様、および第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第25条 専属的合意管轄裁判所

1. 会員と学童保育の間で訴訟の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第26条 雑則

1. 本規約に定めるもののほか、当クラブ運営上で必要な事項は、入会のしおり等、付帯資料を確認してください。

附則

この規約は平成30年4月1日より発効する。